平成２３年（フ）第１７５５号
千葉県松戸市馬橋1793―301、開始決定時の住所千葉県松戸市西馬橋１丁目34―２―Ⅱ―201
破産者　植竹　和美
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７６０号
東京都江東区豊洲４丁目10番４―915号
破産者　有限会社オフィス・オレンジ
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７６１号
東京都江東区豊洲４丁目10―４―915
破産者　嵯峨しのぶ
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７６７号
東京都新宿区北新宿３丁目35番11号
破産者　有限会社エグチアステック
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７６８号
東京都新宿区北新宿３丁目35―11
破産者　江口　忠志
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８０９号
東京都世田谷区経堂５丁目29番17号
破産者　ＭＩＯワールド株式会社
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８１０号
神奈川県横浜市青葉区みたけ台10―１―207
破産者　今泉　成人
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８１３号
東京都中央区日本橋箱崎町32番３　秀和日本橋箱崎レジデンス312号、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区日本橋人形町２丁目24番３号　小出ビル２階
破産者　有限会社第一宣伝社
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８１４号
東京都葛飾区東金町１丁目36―１―828
破産者　上野　美男
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１８５３号
東京都中央区日本橋富沢町５―10　月村マンションＮｏ．28―601室、商業登記簿上の本店所在地東京都中央区日本橋小舟町１―４　ヤマサンビル３Ｆ
破産者　株式会社青山玲建築設計事務所
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９２０号
東京都渋谷区恵比寿１丁目22番21号
破産者　株式会社２Ｘアルファ・ソリューションズ
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９４８号
東京都豊島区西池袋１丁目９番11号　カーサ池袋３Ｆ
破産者　株式会社ヌーベルラボラトリーズ
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９４９号
神奈川県茅ヶ崎市中海岸２丁目９―１―302
破産者　岡田　信浩
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２００５号
東京都世田谷区代田４丁目９番19号
破産者　株式会社オセオ
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２００６号
東京都西東京市柳沢２丁目４―６―502
破産者　河野　出見
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２０２１号
茨城県つくば市松代１丁目４―24―202
破産者　五月女　巌
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２０２３号
東京都調布市布田１丁目45番地５
破産者　株式会社ライジング
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２０２４号
東京都世田谷区中町１―19―20―302、住民票上の住所東京都調布市布田１丁目45―５―４Ｆ
破産者　田中　敬子
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２０４３号
埼玉県川口市中青木４丁目19番17号羽鳥ハイツ305号
破産者　有限会社イクバルインペックス
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２０４４号
埼玉県川口市中青木４丁目19―17―102
破産者　バット　ザファル　イクバル
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２０４５号
東京都荒川区西尾久４丁目12番11―207号
破産者　有限会社臼木電気工事
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２０４６号
東京都荒川区西尾久４丁目12―11―207
破産者　臼木　章二
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部